

2023年度第29期太極拳技能検定 3段検定試験 都道府県第1次試験 実施規程

公益社団法人日本武術太極拳連盟
太極拳技能検定委員会

1. 実施期間・実施会場：

2023年4月1日（土）から8月10日（木）の期間内で、都道府県連盟（以下、実施県連盟と言う）が、任意に指定する期日に、任意に指定する会場で実施する。

2. 実施内容：

今年度も昨年度に引き続き新型コロナウイルスの感染防止対策として、例年実施している3段1次試験「推手基礎套路」を以下の通りに変更して実施する。

1) 試験方法；

①推手は本来2人1組で演武するものであるが、感染防止対策として受験者の方の安全安心を第一として、推手基本動作を受験者が1人で演武して師範する方法で実技を審査を行う。
審査員は受験者の方が1人で演武師範した推手基本動作を審査して判定する。

②演武師範する推手基本動作の内容：教本「太極拳推手規定套路」のⅢ．太極拳推手規定套路の基本動作< 1. 単推手①平円単推手、②立円単推手、③折畳単推手> (P. 18~P. 24) < 2. 双推手①平円双推手、②立円双推手、③折畳双推手> (P. 24~P. 30) の単双推手の6動作を1人で定歩（右足前）の姿勢で、3回以上繰り返して演武し師範する。

③審査員の指示に従って、定歩にて単双推手6動作を順次演武し、6動作を正しく師範する。

④受験者の申請によるやり直し試験は、全体の受験者が演武試験を終了した後に、審査員に対して1回のやり直し申請をすることができる。審査員は申請に基づいてやり直し試験を実施する。

追記：受験者の方が推手動作を1人で演武して師範する実技試験の方法を考慮して、課程とする基本動作では「合歩四正推手」を除いた単双推手6動作のシンプルな技術課題にて3段1次試験を実施する。本来は2人1組で相手との協調性を感じて行うものであるが、今年度については感染防止対策と受験者の方の安全安心を第一として1人での演武師範による審査を実施する。実施に際して、同封の「<審査実施手順>の参考マニュアル」をご参考にして頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

2) 合否基準；

下記に定める3人の審査員が、下記の審査基準に基づいて審査し、3人のうち2人以上が合格判定を行えば、合格とする。2人以上が不合格判定を行えば、不合格とする。

3) 合否結果の通知方法；

試験の合否結果は、本人宛の「第1次試験合否結果通知書(様式3段1次一2)」を本人に渡して通知する。通知は、受験者人数が少数である場合には、当日、本人に直接手渡してもよく、あるいは、多人数である場合には、受験者の所属団体に郵送して通知してもよい。

後日、通知する場合は、通知書は、試験実施後7日以内に、受験者の所属団体に送付されなければならない。

4) 再試験について；

実施県連盟は、第1次試験を1回のみ実施してもよく、あるいは、複数回実施してもよい。

1回目の試験に不合格であった者は、複数回実施される場合は、合格するまで何回でも受験することができる（再試験）。また、他の実施県連盟で行なわれる第1次試験に申請して、受験することもできる。

ただし、第1次試験を実施した当日に、合否結果を通知した場合、不合格であった者にたいして、同じ日に再試験を実施することは禁止する。試験の公正性、厳格性を保持するために、この規程を設ける。

3. **審査員**：日本連盟太極拳公認A級指導員1人以上、B級以上の公認指導員2人の計3人を、実施県連盟が指名して実施する。
4. **試験委員**：実施県連盟は、審査員3人の他に、試験会場の管理運営を担当する試験委員数人を、適宜設けることができる。受験者が少数で、審査員が管理運営を兼務することができる場合には、試験委員を設けなくてもよい。
5. **実施要領**：実施当日は、下記の要領に基づいて実施する。
 - 受付； 開始式の30分前から受験者の受付を開始する。
 - 開始式； 試験開始30分前に、試験委員は受験者にたいして、試験に関する諸説明・注意と、試験結果の通知方法と通知後の手続き等を説明する。続いて、参加人員を確認し、出場順を発表する。
 - 試験； 審査員はあらかじめ定めた出場順に従って、審査を行う。
 - 終了式； 最後の組の試験が終了した後に、終了式を行い、合否結果通知書を本人に直接手渡して通知を行うか、後日通知する場合には、通知予定日を通告して終了する。

6. 受験資格：

都道府県連盟の加盟団体会員で、前年度まで（2022年度まで）に2段を取得している者に限り、受験することができる。2023年度に3段本試験の受験申請をする予定がない者でも、1次試験を受験し、合否判定を受けることができる。ただし、今年度の第1次試験合格判定は、今年度のみ有効とし、次年度に再び3段本試験を受験する者は、次年度の第1次試験をあらためて受験し、合格判定を得なければならない。前年度の第1次試験の合格判定を、次年度に持ち越して本試験申請をすることはできない。

- ① 受験者は、原則として本人の所属団体が加盟している実施県連盟に受験申請書を提出し、受験する。ただし、本人の所属団体が加盟している実施県連盟の日程が、本人の都合がつかない場合は、近隣の他の実施県連盟に受験申請書を提出して受験することができる。
- ② 1回目の試験で不合格判定を受けた場合、他の実施県連盟に受験申請書を提出して、受験することができる。
- ③ 上記①②いずれの場合も、受験者が所属する都道府県連盟を通して、実施先の都道府県連盟に対して受験申請手続きを行うこととする。受験者本人が独自で行ってはならない。

7. 第1次試験の受験申請方法：

本規程に添付する「都道府県第1次試験受験申請書（様式3段1次-1）」に所定の事項を記入し、所属団团长が推薦印を捺印したものを、所属団体を通じて、受験しようとする実施県連盟が設定する申請期日までに、同連盟宛に提出し、同時に、受験料を同連盟が指定する方法で納付する。

8. **受験料**：本件の受験料は、受験者1人4千円とする。受験料は、実施県連盟の本件運営費に充当する。

9. 試験範囲＝「推手基本動作」：教本「太極拳推手規定套路（P.18～P.30）」

1) 動作順序；教本中の甲（白色服装）の動作を1人で演武し師範する

1組 定歩単推手

- (1) 平円単推手（右足前の定歩にて手法の回数は3回以上）
- (2) 立円単推手（右足前の定歩にて手法の回数は3回以上）
- (3) 折畳単推手（右足前の定歩にて手法の回数は3回以上）

2組 定歩双推手

- (1) 平円双推手（右足前の定歩にて手法の回数は3回以上）
- (2) 立円双推手（右足前の定歩にて手法の回数は3回以上）
- (3) 折畳双推手（右足前の定歩にて手法の回数は3回以上）

2) 動作要領；

1. 両足は適切な足幅を保ち、手法は、柔らかく、ゆっくりと動かす。手法と足・腰の動きを適切に協調させて演武し師範する。
2. 体の中正を保ち、体が顕著に前傾したり、ねじれたり、速度が不均一にならないように、正しい姿勢で落ち着いたある演武をし師範する。
3. 各動作とも手法の回転回数は3回以上行う。

10. 審査基準：

下記の場合は、原則として不合格判定とする。

- 1) 推手基本動作・単推手（平円、立円、折畳）双推手（平円、立円、折畳）の6動作の各手法の回転回数は、3回以上行って師範するものとする。6動作の演武に際して、2動作以上、手法の回転回数が不足している場合を不合格とする。
- 2) 審査員より指定された6動作の各演武師範に際して、指定された動作の手法を2動作以上間違った演武をした場合を不合格とする。
- 3) 上記以外で動作が多少乱れたり、停顿等があっても不合格判定としない。

以 上